固定資産会計に関する一考察
―減価償却資産の期間費用算定基準を中心にして―

岡　田　康　司

目　次

1章　序　論
2章　減価償却と期間損益計算
3章　減価償却資産の期間費用把握
4章　物価変動と減価償却
5章　結　論

1章　序　論

企業同志激しい競争を展開し，優勝劣敗の法則が作用する資本主義社会においては，技術革新や設備の近代化を可能にする資本の動員力が企業の優劣に決定的な役割を演ずる。

有限責任制度の確立に依り，証券市場において譲渡可能な等額の株式を発行し不特定多数の投資家から巨額の遊休資本を集中する事が可能になった株式会社は，大規模経営を実現させ，資本主義社会において支配的な地位を築き上げた。

リーフマンやエドワーズが証券資本主義(1)と名付けているように現代は，出資者と経営者の異なる要請を資本の証券化に依って解決した株式会社制度が普及して証券所有の大衆化が進むと同時に，所有と経営の分離が進んだ大規模な株式会社が国民の必要な諸財貨やサービスの供給に大きな役割をはたす事に依って，経済社会において支配的な地位を占めている時代である。

上場企業の周囲には，利殖を目的にして株式や社債を所有する多数の株主や債権者が，インタレスト・グループとして存在し，企業の経営成績に依って証券を

持続するか，売却するか或いは，買い増しするかの決定を下す訳であるから，投資家を保護して国民経済の健全な発展をはかる為，証券取引法や商法において適時・適正な財務諸表を公表するよう上場企業に義務付けている。

伝統的な会計理論に支えられ且つ証券取引法と商法の統一会計基準となった企業会計原則(2)は，損益計算書原則の冒頭において次のように規定している。

「損益計算書は，企業の経営成績を明らかにする為，一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し，これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。すべての費用及び収益は，その支出及び収入に基づいて計上し，その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし未実現収益は，原則として当期の損益計算に計上してはならない。」以上の規定から明らかなように，企業の経常利益（昭和49年に修正する前の当期純利益に等しい）は当期の実現収益から，これに対応する発生費用を控除して計算される。

ところが前述のように，企業同志の激しい競争は，設備近代化への要請となり技術進歩を伴なった設備投資を促進するから，企業資産の中に占める有形固定資産の割合を増大させる傾向がある。

大企業は第1表に示す通り毎年巨額の設備投資を実施し，第2表の通り厖大な有形固定資産の所有を行なっている。したがって，有形固定資産から土地及び建

第1表　主要企業の設備投資額　（単位　億円）

年度	会社数	総額	年度	会社数	総額
昭和35	1,023	14,489	昭和42	1,502	27,070
36	1,157	18,856	43	1,591	35,077
37	1,158	16,604	44	1,541	41,096
38	1,225	16,414	45	1,563	48,525
39	1,215	17,805	46	1,692	59,399
40	1,324	18,758	47	1,781	58,738
41	1,449	20,039	48	1,781	65,080

資料　日本開発銀行調査部「設備投資計画調査報告書」
46年度までは実績，47年度は実績見込，48年度は計画

第2表 法人企業の産業別粗資産額（昭和45年， 10億円）

	推計企業数	総額	有形固定資産	建物・同付属設備	構築物	機械・装置	船舶	車輌運搬具	工具・器具・備品	建設仮勘定	棚卸資産
全産業	703,152	89,278	69,073	21,641	6,798	26,367	2,647	3,885	4,999	2,528	20,204
農林水産	5,594	789	726	69	6	26	589	10	13	9	63
鉱業	2,213	1,014	858	190	130	426	1	42	17	50	156
建設業	65,507	4,757	2,281	596	22	715	61	365	483	29	2,476
製造業	212,396	48,080	37,973	10,397	2,334	20,472	73	933	2,328	1,310	10,107
食料	26,661	3,180	2,482	1,010	98	1,018	31	100	176	48	698
繊維	31,206	3,676	2,681	1,007	52	1,418	0	74	99	27	995
木材・同製品	23,779	1,226	892	262	19	501	0	79	24	4	334
金属・同製品	32,032	11,125	9,162	1,900	668	5,509	2	181	356	486	1,963
機械器具	43,286	13,409	9,528	3,034	451	4,546	11	195	1,093	176	3,881
その他製造	55,432	15,464	13,228	3,184	1,046	7,480	29	305	581	569	2,235
卸売・小売業	308,392	11,677	5,504	3,121	251	429	20	747	836	93	6,174
卸売業	121,706	7,127	2,735	1,415	161	309	18	460	307	60	4,392
小売業	186,686	4,550	2,769	1,706	91	120	2	287	529	33	1,782
金融・保険・不動産	21,602	5,176	4,374	3,600	87	38	4	69	392	175	802
運輸・通信	24,297	6,201	6,040	1,254	640	243	1,887	1,575	151	273	161
電気・ガス・水道	82	8,025	7,938	527	3,180	3,627	0	19	43	535	86
サービス	63,069	3,559	3,380	1,888	148	390	12	126	735	54	179

（資料） 経済企画庁経済研究所「昭和45年国富調査」

設仮勘定を除外した減価償却資産の費用配分をいかなる計算方法で行なうかに依って企業業績にかなりの影響を与える事は否定できない。

そこで本稿では，減価償却資産の期間費用算定基準を中心に固定資産会計について考察する事にする。

（注）

（1）　リーフマンに依れば，証券資本主義と云う概念は経済生活の歴史的発展段階を示すよりも今日の国民経済において存在する資本の大部分が証券に具象化されている事実を示すものであると云う。(Robert Liefmann, Beteiligungs-und Finanzierungs-gesellschaften, 5 Aufl., 1931, S. 2)
エドワーズは投資家の貯蓄が証券投資への転換を通して企業に金融される組織を証券資本主義と名づけている。(G.W. Edwards, The Evolution of Finance Capitalism, 1938)

（2）　企業会計原則は，昭和49年に行われた商法の改正と企業会計原則の修正に依り商法及び証券取引法の統一会計基準になった。

2章　減価償却と期間損益計算

証券取引所に上場している会社は，証券市場から調達した貨幣資本を生産・販売過程に投下して利潤の追求を行なうが，そこに我々は，次の図式に示すような資本循環と呼ばれる価値の流れを見出す事ができる。

生産の準備過程　　生　産　過　程　　販売過程

　　　　　　　　　　固 定 費
貨幣——費用財＜　　｜…………生　産………収益財—貨幣
　　　　　　　　　　変 動 費

現代の企業は必ずしも利潤獲得のみを目的として経営されるものではないが，資本循環の過程で獲得される利潤は企業の成果を判定する資料となるだけでなく株主や債権者・労働組合・取引先・消費者・税務当局など企業をとりまくインタレスト・グループの利害を調整する資料にもなる。

したがって利潤の計算は確実性と正確性の観点から行なわれ，確実性が保証される限り正確性が追求されることになる。

現在は取得原価主義に基づく発生主義会計に依り，原則として次の順序で損益

計算が行なわれている。

A．生産過程において費消された生産財が正確性の観点から発生主義に依り費用として認識・測定される。

B．収益は正確性及び確実性の観点から販売過程において実現主義に依り確認される。

C．当期の実現収益からこれに対応する費用を差し引いて純損益が決定される。

取得原価主義に基づく発生主義会計の確立を促進したのは資本主義の発展に伴う信用制度と迂回生産の発達・特に機械生産の発達である。

古い会計慣習においては，費用・収益の期間限定は現金主義に依って行われていたが，信用制度の発達は，収益及び費用の発生時期と現金の受け払い時期との不一致をもたらし，その結果，現金主義を拡張したオブリゲーション・システムが期間損益決定の尺度として使用されるようになった。

オブリゲーション・システムを発生主義会計へ発展させたのは有形固定資産の費用配分理論を確立させた機械化生産の発達である。

産業資本主義の成立に依って典型的な有形固定資産としての機械が使用されるようになると，機械化生産の進行に伴う摩滅の現象が起り，これを捕捉する事が必要になった。

そこで機械の取得原価を生産的に使用する各年度に費用として配分する減価償却法が摩滅現象を捕捉する必要にせまられて出現し，費用配分の原理を支柱として発生主義会計が成立し，更に促進されたのである。

今ここに，費用配分理論の発展過程を辿ってみると次のようになる。

費用配分理論の先駆者であるウイルモウスキーは，理論の一部に古い財産計算思考を残しながらも，1895年の論文(1)において減価償却が費用配分の手段であるとする見解を発表した。

彼の理論を継承・発展させたフィッシャーは，負担力主義に基づく財政償却を肯定する事に依って費用配分の本質を歪めてはいるが，固定資産の現在価額を測定するという財産計算思考を一掃して損益計算思考に基づく費用配分理論を展開

した。

彼は減価償却を損益計算と関連させて取り上げ，減価償却が実施されるのは，有形固定資産の取得原価を当該資産の全利用年度に損費として配分する為であると述べた。

しかし彼は減価償却を未払家賃や未払保険料と同様に損費の見越しであると考えた為，投下資本の早期回収をはかるという見地から利益基準償却法を肯定する事になってしまった。

二人の先駆者に依る理論を承け継いで，減価償却法の特徴を先験的な費用計算の方法として把握し，減価償却会計を評価のプロセスとしてではなく配分のプロセスとして理解する事に依り費用配分の理論を確立したのはシュマーレン・バッハである。

貸借対照表を損益計算の手段と考え動態論を展開した彼は，減価償却が財産計算のための財産評価の手段ではなく，単なる損益調整の為の損費の見越しでもない事を明らかにする一方，それが適正な期間利益決定の為の期間費用把握の手段である事を主張した。

彼は1908年に発表した「減価償却(2)」や1919年に出版した「動的貸借対照表の原理(3)」において，機械・設備の取得から廃棄までを１会計年度と仮定することに依り有形固定資産の費用性を強調し，機械・設備の取得原価から残存価額を差し引いた金額をその全利用年度に費用として割り当てる減価償却法について述べたのち，機械・設備の生産的使用に依って生ずる減価を正確な期間損益決定の為に期間収益に対応させられる期間費用の一つとして把握する事に依り費用配分の原理を明らかにしたのである。

こうしてシュマーレン・バッハに依りはじめて確立された費用配分の理論は，その後アメリカ会計学会が1936年に発表した「株式会社報告書に関する会計原則試案」において「会計とは，本質的に評価の過程ではなく歴史的原価と収益を，当期とその後の会計期間とに配分する事である」(4) と述べ，米国公認会計士協会が1961年に公表した「会計用語公報第１号」において「減価償却会計は配分のプ

ロセスであって，評価のプロセスではない」[5] と表現しているように今日では会計学界の共有財産になっている。現在，伝統的な会計理論として企業会計原則を支えている動態論は，適正な期間損益の算定を本質とする。

それ故，動態論においては，期間損益の算定を正確に行なう為に，減価償却が費用配分の原則にしたがって適正に実施される事を要求する。

利益額の変動に応じて減価償却費を増減させる財政償却は正規の減価償却に反するだけでなく正確な期間損益の算定を歪めるものとして否定される。

なぜならば，有形固定資産の本質を費用の前払いとみる動態論においては，減価償却を通じて適正な費用配分がなされない限り，毎期の費用は適正に計上されないからである。

こうして動態論においては，減価償却は期間損益計算の観点から考察され，毎期の償却費が適正であるか否か，あるいは減価償却が所定の方式に従い計画的・規則的に実施されているか否かが，その中心問題となるのである[6]。

減価償却の本質は費用配分であり，減価償却資産の生産的使用に伴って生ずる減価を一定の償却方法にしたがって規則的に減価償却費として計上する。

全部原価計算の実施を前提とする現在の期間損益計算においては，減価償却費がすべて当期の費用になるとはかぎらない。

原価計算に依り製造間接費ないし固定費として製品に配賦された減価償却費は，製品が当期に売却されれば当然，その期の費用となるが，製品が販売されずに翌期に繰り越された時は，製品に価値移転した減価償却費は資産として貸借対照表に計上され，次期以降の費用となるからである。

収益と費用の対応計算に依って当期の費用となる事が確定した減価償却費は当期の収益に依って回収される。

これは特定の減価償却資産に投下された固定資本が減価償却を通して一部分づつ流動資本に転化して行く過程であり，収益に依って回収された資本は不特定の流動資産としてではあるが企業内に蓄積される。

そして貨幣価値が安定している場合には，減価償却資産の耐用年数が尽きて廃

棄処分されるまでに投下資本の回収が終り当該資産の取替資金を用意する事になる。

したがって正規の減価償却は，一方において費用配分にもとづく正確な期間損益の算定という基本的任務をはたすと同時に他方において資本の回収機能を通して企業の自己金融という役割をはたしている事を意味する。

(注)

(1) Verwaltungsarchiv 3 Jg., 1895 S. 366ff. (Die Abschreibungen für Abnutzung von Gebäuden, Maschinen, Betriebsgerätschaften usw. sowie für den Verbrauch der Substanz der Mineralmasse eines Bergwerks nach den Bestimmungen des Einkommensteuergesetzes von 24. Juni 1891)

(2) (Die Abschreibung, in Zfhf 3 Jg.,)

(3) Grundlagen Dynamischer Bilanzlehre 1919)

(4) (AAA, A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports, 1936.)

(5) (AICPA, Accounting Terminology Bulletin No. 1, in Accounting Research and Terminology Bulletins, Final edition New York: AICPA, 1961 p. 25)

(6) 雑誌会計昭和46年8月号　諸井勝之助教授　固定資産評価の原則17頁

3章　減価償却資産の期間費用把握

前章において明らかにしたように，貨幣価値の一定という仮定の上に展開されている伝統的な会計理論は，確実且つ正確な期間損益計算に依って処分可能な期間利益を計算することをもって企業会計の基本的任務としている。したがって企業会計において減価償却を実施する主要な目的は，適正な費用配分を行なう事であり，第二の目的は投下資本を維持する事である。

減価償却は費用の前払いとして減価償却資産に投資した金額から残存価額を控除した減価償却総額を一定の償却方法にしたがって規則的に実施される。減価償却の計算方法には定額法や定率法・級数法などのように期間を基準とする費用配分の方法と生産高比例法のように生産高を基準とする費用配分の方法とがある。

どの方法を選択適用するかは企業に一任されているが，償却方法が決定された後は継続して規則的に適用する事が要求されている。

一定の償却方法を毎期継続して適用する事に依って，毎期の期間収益に対して正当な費用を対応させる事ができ経営成績が適正に表示されるのである。

我国の企業会計原則は貸借対照表原則５において費用配分の原則を，損益計算書原則１のＡにおいて費用配分の基準をそれぞれ次のように規定している。

貸借対照表原則５…「資産の取得原価は資産の種類に応じた費用配分の原則に依って各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は，当該資産の耐用期間に亙り，定額法・定率法等の一定の減価償却の方法に依ってその取得原価を各事業年度に配分しなければならない。」

損益計算書原則１のＡ…「すべての費用及び収益はその支出及び収入に基づいて計上し，その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」

以上の規定は，企業会計の担当者が費用の前払分である減価償却資産の価額を支出額に基づいて測定し，その生産的使用に伴って生ずる減価を一定の償却方法を継続的に適用して規則的に費用化して行くように指示しているのである。

会計担当者が減価償却資産の費用配分を行なう場合，定額法を選択適用する場合と定率法を選択する場合では１期間に計上される費用の額は異なるであろう。

しかしいずれの方法をとっても，一定の償却方法を継続的に適用すれば全期間に計上される費用総額は変わらないのである。

こうして費用配分の原則と継続性の原則とは共同して期間損益計算の正確性を支える事になる。

会計担当者が恣意的な判断に依って償却方法を変更すれば経営成績の表示が歪められて，経営成績の年度比較や同業他社との比較をしても無意味なものになってしまう。

それ故，償却方法の変更を原則として禁止しており，正当な理由に依ってやむをえず変更した時は，これを当該財務諸表に注記するように指示している。

減価償却を必要とする有形固定資産には建物・構築物・機械装置・船舶・車輌運搬具・工具器具備品等があり，減価償却計算法，取得原価，耐用年数（減価償却計算法として生産高比例法を選択適用する場合には総利用可能量）残存価額などが決定された後は，毎期の経営成績を確定する為，規則的に減価償却を実施して当期の費用と次期以降の費用とに配分される。

勿論，全部原価計算の実施を前提とする現在の期間損益計算においては減価償却費がすべて当期の費用となるとはかぎらない。

工場用減価償却資産は，資本循環の生産過程において生じた減価を発生主義に依って認識し，減価償却費として処理するが，それは原価計算に依り製造間接費ないし固定費として製品に配賦され living cost として製品原価の一部になる。

生産過程で生産された収益財が当期中に販売過程で売却されれば expired cost に転換し当然その期の費用になるが，収益財が売却されずに翌期に繰越されれば，収益財に価値移転した減価償却費は資産として貸借対照表に計上される。

本社や支社において管理活動や販売活動に使用される減価償却資産については，資本循環の過程で収益獲得の為に生じた減価を直ちに当期の費用として処理する。

即ち工場用減価償却資産は第一次認識において，その減価部分を発生主義に依り減価償却費として処理するが，減価した価値は生産時点で原価計算に依り製品に配賦されて収益財に移転し，製品原価の一部になる。やがて収益財が売却され，その引渡しないし発送された販売時点で収益の実現に貢献した原価は製品を通して実現収益と個別的に対応され費用に転換する。

一方，本・支店用の減価償却資産は資本循環の過程で収益獲得の為に生じた減価部分を第一次認識において発生主義に依り減価償却費として処理するが，それが直ちに当期における一般管理販売費の一部となり期間費用として当期の実現収益から回収されるのである。これを図解で示せば次のようになる。

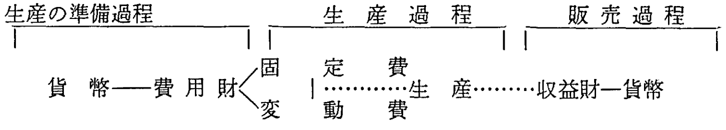

生産時点　販売時点

工場用減価償却資産 ……………… living cost → expired cost

（第一次認識）（第二次認識）

―個別的対応――収

―回　収――益

本社用減価償却資産 …………………………………… period cost

（第一次認識）

4章　物価変動と減価償却

貨幣価値の一定を前提に，確実且つ正確な期間損益の算定をもって企業会計の基本的任務とする伝統的な会計理論においては，計算の確実性から減価償却資産の価額は，実際に行われた取引の証憑に基づいて測定され，検証可能な取得原価を基礎にしてその費用配分が行われる。

即ち取得原価主義会計では，実際に支払われた金額で減価償却資産の価額を客観的に測定し，それを基礎に当該資産の減価償却を実施するから，貨幣価値の変動がない限り，損益計算上それだけ恣意性の介入する余地が少なくなる。

こうした長所を有するから取得原価主義会計は，企業をとりまくインタレスト・グループ特に株主に対してアカウンタビリティをはたす財務会計制度において広く実施されてきた。ところが現実の経済においては貨幣価値が絶えず変動しており，大幅に変動する事さえ稀ではない。

貨幣価値が変動しても，それが循環的且つ小幅の変動である限り，取得原価主義に基づく期間損益計算が不適当になる事はない。

しかし，第3表に示すようにインフレーションが世界的規模で進行し，内外のインフレ要因が相互に影響しあって通貨の膨脹に伴なう貨幣価値の恒常的な下落と個別商品価格の不均等騰貴が生ずる場合には，減価償却資産の取得原価を期間損益計算の出発点に置き，これを基礎にして当該資産の費用配分を行なう取得原

第3表　先進主要国の物価指数

	G.N.P. Implicit Price Deflator					卸売物価指数					消費者物価指数				
	日	米	英	西独	仏国	日	米	英	西独	仏国	日	米	英	西独	仏国
1970年	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
71	104.5	104.6	110.4	108.0	—	100.8	102.9	108.8	108.3	102.1	106.1	104.3	109.4	105.2	105.5
72	109.6	109.4	121.6	114.3	—	99.8	107.2	116.8	106.6	106.8	111.5	107.7	117.0	111.1	111.7
73	122.2	115.9	132.8	120.8	—	114.8	114.5	126.1	113.9	122.5	124.5	114.4	126.0	118.8	119.9
74	147.5	127.1	152.7	129.3	—	145.3	139.8	157.2	129.1	158.2	153.4	127.0	147.0	127.1	136.3
75	158.2	138.3	195.4	139.8	—	148.6	155.9	194.9	133.3	149.2	171.4	138.6	182.5	134.7	152.2

（資料）O.E.C.D. Main Economic Indicator, Jan. 1973～Aug. 1976
日本の卸売物価指数100.8及び英国の卸売物価指数108.8はいずれも製品価格，米国の卸売物価指数は投資財価格。フランスの卸売物価指数は工業製品価格である。

価主義会計では，貨幣価値の下落を反映した最近の貨幣購買力に依って収益が測定されるのに対し，これに対応する費用は貨幣価値の下落を反映しない過去の貨幣購買力に依って測定されるから，少なくとも減価償却資産の償却不足分だけは費用が過小に計上されることになる。その結果，収益と費用の差引計算に依って算定された利潤額には少なくても減価償却の不足分だけ架空利益が含まれる事になる。

第4表においては，昭和47年度以降，日本の製造業が帳簿価格を基礎にして実施している現行の減価償却では，世界的なインフレーションとそれに続くスタグフレーションに依って貨幣価値が恒常的に下落している為，期を追うごとに償却不足額が大幅に増大しており，機械・設備の耐用年数が尽きる時点において旧設備と同等の生産能力を有する資産の取替え更新に必要な資金を蓄積する事ができない事を示している。

こうしてインフレーションは，

第4表　減価償却の過不足額（製造業）　　（単位10億円）

	再投資コストとして必要な減価償却費	簿価に依る減価償却費	償却不足額	設備投資デフレーター（45年=100）	特別償却実施割合（%）
昭和 45年度上期	622	606	16	100.9	12.0
下期	644	651	△ 7	100.0	
46年度上期	703	699	4	100.2	7.6
下期	746	726	20	99.6	
47年度上期	805	746	59	101.6	6.8
下期	852	773	79	104.9	
48年度上期	934	813	121	112.6	9.4
下期	1,073	861	212	129.5	
49年度上期	1,211	890	321	143.4	4.5
下期	1,180	919	261	143.6	
50年度上期	1,187	898	289	143.7	
下期	1,184	947	237	144.2	

（資料）　経済企画庁

費用特に減価償却費が過去において機械・設備を取得する為に支出した貨幣額を基礎にして測定され収益を測定する為に使用される現在の貨幣とはその価値が著しく異なる為に，減価償却費の過小な表示を通して利益の測定に絶えず大きな影響を及ぼす事になる。

減価償却費の過小表示は，それだけ利潤額を過大に表示する事になり，しかもそれを財源にして配当や課税が行われるから企業資本の維持が困難になってしまう。

取得原価主義会計に依る財務諸表を一般物価水準の変動に基づいて修正した場合の影響について4社の事例研究を行なったエール大学のジョーンズ教授は次のような事実を明らかにしている。

アームストロング・コルク会社が1941年から51年までの間に公表した財務諸表に依れば，法人所得税は純利益の約47%になっているが，財務諸表を一般物価水準の変動に基づいて修正すると法人所得税は純利益の約58%にもなってしまっ

た[1]。

ニューヨーク電話会社が公表した1952年の利益は1940年における利益の110%であり，1952年の配当金額は1940年のそれと同額であった。これを一般物価水準に依って修正すると1952年の利益は1940年の利益の34%にすぎず，1952年の配当金額は1940年の配当金額のわずか53%にすぎなかった[2]。

リース社の場合には1940年から51年までの間に純利益の67%を普通株主に対する配当金として分配してきたと報告しているが，物価水準の変動に基づいて修正してみると純利益の108%を分配してきた事が明らかになった[3]。

サージェント社が公表した1941年から52年までの純利益を修正すると過去の貨幣価値に依って計算された純利益の３分の１以下であった[4]。したがってインフレーションが進行している時期には，貨幣価値の恒常的下落に依って生ずる期間損益計算の歪みを是正すると同時に企業資本の維持をはかる必要がある。

貨幣価値の下落を無視して伝統的な取得原価主義会計を固執すれば，経営成績の表示が不正確になって代理人会計機能や分配可能利益の算定機能を十分にはたす事ができなくなるばかりか適正な費用配分や投下資本の回収という減価償却を実施する目的も実現できなくなる。

いうまでもなく，インフレーションに依って損益計算上もっとも大きな影響を受けるのは減価償却費であるから，取得原価主義の枠内で加速償却法を実施したり，或は臨時に有形固定資産の再評価を実施してインフレーションの影響を部分的に修正する方法がかなり以前から行われてきた。

しかし加速償却法は，一時的にはインフレーションの企業会計におよぼす悪影響を回避できても減価償却資産の耐用年数が尽きるまでに減価償却費として費用化され収益に依り回収される固定資本額は取得原価から残存価額を控除した金額にすぎない。

臨時的な有形固定資産の再評価も，インフレ終息後に実施すれば再評価実施後の減価償却費についてはインフレーションの影響を除去する事ができるが，インフレーションの進行中に企業会計におよぼす悪影響を避ける事はできない。

部分修正ではなくシステムとして通貨の膨張に伴う貨幣価値の恒常的下落と個別商品価格の不均等騰貴に依って生ずる期間損益計算の歪みを是正し，且つ企業資本の維持をはかる会計方法には，大別して，物価水準修正会計と時価主義会計との二つがある。

修正原価主義に依って購買力資本の維持をはかる一般物価水準修正会計と実体資本の維持をはかる時価主義会計とは第一次世界大戦後生産力が著しく低下し，ハイパー・インフレーションに見舞われたドイツにおいて架空利益の計上を阻止し経営の維持をはかる会計方法としてほとんど同じ時期に登場してきた。貨幣資本計算に依って企業利潤を把握しようとするワルプやマールベルグは貨幣価値の急激且つ大幅な下落に伴なう架空利益を排除して期間損益計算の歪みを是正する為に一般物価指数に依る貨幣資本計算（取得原価主義に基づく期間損益計算）の修正を主張して購買力資本維持の理論を体系化した(5)。

企業経営の目的を貨幣利潤の極大化に求め貨幣資本中心の損益計算に依り投下貨幣資本の維持をはかる彼等の見地からすれば個別商品価格の変動は修正する必要がないが貨幣価値そのものの変動に基づく価格変動は貨幣価値変動の程度を示す尺度として認められている一般物価指数に依り当然修正しなければならないのである。

国民経済の立場から実質資本維持の理論を有機的貸借対照表論において展開したフリッツ・シュミット教授は，正しい損益計算なくして正確な財産計算は不可能であるという見解に基づいて再調達価格に依り資産の評価を行ない，これを基礎にして正しい損益を計算する一方，再調達価格と取得価格との差額は取引利潤ではなく単なる貨幣価値の変動に依って生じた景気損益に過ぎないとしてこれを資本勘定に属する価値修正勘定において処理する。当該勘定において資本の価値修正が行われる事に依り貸借対照表の損益と損益計算書の損益とが一致するだけでなく貸借対照表においては実質資本の維持をはかる財産の確定と損益の算定とが同時に行なわれる事になる。こうして架空利益の計上を阻止する事に依り実質資本の維持が計算的に可能になるのである。

減価償却資産の費用計算も当然当該資産の再調達価格を基礎にして減価償却を実施する事に依り行われるが，当該資産の価格上昇が長期間継続して前年度以前に実施した償却額累計では償却不足が生ずる場合には，勿論遡及償却を行なって費用を追加計上するとともに当該資産の再調達に必要な資金量を蓄積する事になる[(6)]。

シュミットの実質資本維持説はその後ゲルトマッヘル[(7)]やハックスに依って承け継がれたが，シュミット学説が財産・損益の両計算に時価主義を適用したのとは異なり，彼等はシュマーレンバッハと同じように資産に原価・費用に時価を適用した。

ハックス教授は経営維持を貨幣資本維持と実体資本維持に区別し，彼に依り取得原価主義に基づく貨幣資本維持計算が資本主義社会における企業会計の基礎に据えられ，再調達価格に依る実体資本維持計算は貨幣資本維持計算の補助計算として位置づけられた[(8)]。

そしてインフレーションの時期には財産計算には原価を適用するが損益計算には再調達時価を使用して企業利潤を計算し，減価償却資産の取替えに必要な資金は貨幣資本計算の修正項目である実体維持積立金勘定に依って蓄積される。

動態論の確立者シュマーレンバッハ教授も貨幣価値の変動期には時価を基準にした減価償却の実施が必要である事を認めている。彼に依れば，貨幣価値の変動期に取得原価を基礎にして減価償却を実施したのでは損益計算の期間比較が困難になるから，それを可能にする為に減価償却資産の原価評価とは切りはなして時価を基準にした減価償却を実施する事が必要であるというのである。

その場合，資産に原価を，費用に時価をそれぞれ用いる事に依って矛盾が生ずるが，彼はその矛盾を解決する為に時価償却調整勘定の利用を提案したのである。

彼に依れば時価償却調整勘定は，超期間的な特殊損益勘定であり，その記録に依って減価償却資産の取得時期が有利であったか否かを判断する事ができると説明されているが，馬場教授の指摘するように当該勘定は実質的には貨幣価値変動調整勘定である[(9)]。

なお彼はインフレーションの進行に依り貨幣価値が下落した場合には，貨幣的資産や負債から生ずる債権者損失や債務者利潤を認識・測定する必要があると主張したが，シュミットは債権者損失や債務者利潤は金融操作に依って調整できると考えあまり問題にしなかった。

米国においては1930年代の長期経済停滞期に取得原価主義に基づく動態論が確立し，時価主義を主張していたペイトン教授でさえ収支計算と費用収益対応の原則を理論の中心に据えて費用動態論を展開し，歴史的原価主義を強調した(10)。

ところが第二次世界大戦後の1946年に雇用法が成立してケインズ理論に基づく完全雇用政策が推進されるようになると，民主主義の代価としてクリーピング・インフレーションが米国経済に定着し，貨幣価値の恒常的下落がはじまると貨幣価値の不変を前提とする取得原価主義会計が批判されるようになった。

歴史的原価主義に対する疑問は，やがて物価水準修正会計の提案となり，更に時価主義会計の主張へと発展していった。

以上のような変化をアメリカ会計学会が公表した企業会計原則や補足的報告書に依って辿ってみると次のようになる。アメリカ会計学会が1936年に取得原価主義と実現主義を基調とする企業会計原則「株式会社報告書に関する会計原則試案」を公表し，当時のアメリカにおいて会計実務として認められていた期末における資産の評価替えを強く否定した。

1941年に公表した「会社財務諸表の会計諸原則」や第二次大戦後の1948年に公表した「会社財務諸表の会計諸概念および諸基準」においても36年の試案と全く同一の立場を堅持し，取得原価主義と実現主義に基づき分配可能利益を計算し，報告するという考え方に変化は見られなかった。ところが1951年の補足的報告書第2号「価格水準の変動と財務諸表」においては，企業の経営成績や財政状態を正確に把握する為に企業会計に対し価格水準の変動がいかなる影響を及ぼしているかについての知識が有益な情報である事を肯定し，補足的な財務諸表の形で貨幣価値変動の影響を明らかにする事を勧告している。

そこでは価格水準の変動を測定する方法として再調達価格を適用する方法と一

般物価指数に依って歴史的原価を修正する方法とが比較され，前の方法は帳簿に記録されている歴史的原価から離れ，かなり会計の客観性を破壊するのに対し，後の方法は取得原価主義の計算構造を維持しつつただ過去の貨幣購買力を示すだけの歴史的原価を期末現在の貨幣購買力を有する測定単位に修正するだけであるから後の方法に依って測定すべきであると述べている。

こうして会計の客観性という観点から修正原価主義会計を提案している。

アメリカ会計学会が1957年に公表した「会社財務諸表の為の会計と報告の諸基準」においては，結局，時価主義は理論的には正しくても会計実務としては測定がむずかしいという理由で棚卸資産や減価償却資産・長期投資・繰延資産など非貨幣的資産の測定は実行可能な方法に依って行われると述べ，取得原価を基礎にした今までと変りない処理法を実行可能な方法として指示している。しかし，1957年の会計原則では資産の本質がサービス・ポテンシャルズであり，サービス・ポテンシャルの貨幣等価額が資産の価値であると定義する事に依って時価主義会計への道を指し示している。

1964年の補足的報告書第1号「土地・建物・設備の会計」においては「減価償却は当該期間に費消されたサービス・ポテンシャルズの回復に要する現在原価に基づかなければならない。……減価償却の場合には測定上困難な問題が多くあるにもかかわらず通常の営業活動から得られる利益の決定にあたって現在原価による減価償却に対する要請を否定する事はできない(11)」という減価償却に関する見解が述べられているように，アメリカ会計学会は減価償却資産の測定を取替原価に依って行なうように提唱している。

現在原価には，大別して，純実現可能額と取替原価の二つがあるが，純実現可能額が常に資産の売却を前提にしているのに対して取替原価は資産の購買とその利用という観点から考える。

従って取替原価はゴーイング・コンサーンの評価基準としてすぐれており，経営活動の継続がエンティティの基本的要請であるという仮定に基づいている(12)。

減価償却資産の場合は，経営内で継続的に利用することが目的であって，売却

は例外的な行為である(13)。

それ故，減価償却資産の評価基準としては取替原価基準の方が純実現可能額よりも適している。

資産評価の基準として取得原価基準のかわりに取替原価基準を使用する事に依り循環的経済活動の結果獲得された比較的予測可能な営業利益と物価変動に依る資産の保有損益とをはっきりと区別して測定する事が可能になる(14)。

営業利益と保有損益の区別をする事に依って経営成績の期間比較や同業他社との経営比較を行なう場合に重要な情報を得る事ができる。

そして1966年に公表した「基礎的会計理論の報告書」においては歴史的原価基準と取替原価基準との比較をした後，「歴史的原価に依る情報は市場取引を反映していて検証可能であるが，その報告だけでは各企業が経営活動を営んでいる環境の影響を完全に排除する事になるし，時価に依る情報は市場取引に加えて環境が企業に及ぼした影響をも反映しているがその報告だけでは完結した市場取引の記録がはっきりしなくなってしまう」と述べて企業が公表する財務諸表には，両方式で計算した金額を並記するように勧告している(15)。なお64年の「補足的報告書第１号」においては貨幣購買力の変動に依る価値の修正分と取替原価の変動分とが損益計算書に保有損益として一括計上されていたが「基礎的会計理論の報告書」においては，貨幣価値の変動に基づく修正分は貸借対照表の資本の部に計上され，取替原価の変動分は損益計算書に保有損益として計上されるようになった。

アメリカ公認会計士協会もクリーピング・インフレーションが米国経済に定着した第二次大戦後，物価変動会計の調査・研究活動を続けており，1952年の「企業所得の研究(16)や1963年の「会計調査研究書第６号」(17)，　1969年の「会計原則審議会報告書第３号」においては物価水準修正会計を提唱し，1962年の「会計調査研究書第３号」においては再調達原価に依る時価主義を主張し，貨幣購買力の変動に基づく修正分は貸借対照表の資本の部に表示し，取替原価変動分は保有損益として損益計算書に計上すべきであると述べている。

G.N.P. Implicit Price Deflator に依り貨幣価値の変動を反映した修正財務諸

表の作成基準を示した「会計原則審議会報告書第３号」の基本的な考え方や手法を承け継いだ財務会計基準審議会(18) は1974年12月に「一般購買力単位に依る財務報告草案」を発表し G.N.P. Implicit Price Deflator に依って歴史的原価を修正した財務諸表を補足的会計情報として公開するように提案している。

物価水準修正会計は取得原価主義の計算構造を維持しつつ；しかも等価購買力単位に基づいて測定された期間収益と期間費用との差引計算に依り純利益を確定する事ができるという長所を有するが，個別商品価格の変動を認識する事ができない。

そこで通貨の膨張に伴なう貨幣価値の恒常的な下落だけでなく個別商品価格の不均等騰貴をも認識して，インフレーションの進行期でも利益を業績評価の為の尺度として使用できる取替原価会計に対する関心が高くなってきた。

例えば，米国の証券取引委員会は「会計連続通牒」190号に依って1976年３月23日に Regulation S―X, Rule 3～16 を改正し，Regulation S―X, Rule 3～17 を新設して1976年12月から脚注方式で取替原価情報の公開を実施しており，棚卸資産並びに償却前における減価償却資産の総額が１億ドル以上で，しかもそれが総資産の10%以上である証券取引委員会の登録会社に対して，会社が提出する年次報告書に棚卸資産の取替原価，取替原価に依って計算した売却時における商品の売上原価，減価償却資産の取替原価総額とそれを基礎にした減価償却費控除後の簿価，取替原価を基礎にした減価償却費を脚注で示すように求めている。

英国においても1970年代前半のギャロッピング・インフレーションを背景に物価変動会計の調査・研究活動が活発になり，1974年５月には会計基準専門委員会が物価水準修正会計を制度化する方針で消費財価格指数に依り歴史的原価を修正する「暫定基準会計実務書第７号」を公表し，翌75年には修正財務諸表作成に必要な手引書も公表した。

ところが大蔵大臣と商務大臣に依り任命されたインフレーション会計委員会は1975年６月に答申した報告書において取替原価会計に近いカレント・コスト会計を提唱した。

カレント・コスト会計では取替原価基準に依って期末に減価償却資産の評価を行ない，評価金額を基礎にして減価償却を実施するが，インフレーションの進行に依って当該資産の再調達価格が続騰した為に過年度の償却不足が生じても遡及償却を行なって減価償却費の追加計上をする必要がないのである。

（注）

（1） (Ralph C. Jones, Price-Level Changes and Financial Statements, Case-Studies of Four Companies, Iowa City, Iowa American Accounting Association, 1955, p. 75)

（2） Ibid., p. 13

（3） Ibid., p. 124～25

（4） Ibid., p. 146

（5） (E. Walb, Das Problem der Scheingewinne, 1921 W. Mahlberg, Bilanztechnik und Bewertung bei Schwankender Währung, 2 Aufl, 1922)

（6） (F. Schmidt, Die Organische Tageswertbilanz, 3 ten Aufl., 1921)

（7） (E. Geldmacher, Betriebswirtschaftslehre, Grundzüge des Rechnungswesens und des Aufbaues, 1927)

（8） Karl Hax, Die Substanzerhaltung der Betriebe, 1957)

（9） 馬場克三教授著　減価償却論　206～211頁

（10） (W.A. Paton and A.C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, 1940)

（11） A.A.A. Committee on Concepts and Standards Longlived Assets, "Accounting for Land, Buildings, and Equipment," Supplementary Statement No. 1, The Accounting Review, July, 1964, p. 696)

（12） 雑誌会計昭和47年10月号　高松和男教授　資産評価における純実現可能額と取替原価の概念　18頁～19頁

（13） 高松和男教授　前掲書　20頁

（14） ドイツにおける取替原価会計は取替原価を基礎にして減価償却を実施し，価格変動の影響を紙利益の計算から除去すると同時に，取替原価と取得原価の差額を利益としてではなく資本の価値修正として認識する事に依り実体資本を維持する。

実体資本維持説は損益計算中心の考え方をするので B/S における資産の取替原価に依る評価は強調されていない。

米国の取替原価会計は期末に存在する非貨幣資産の評価を取替原価で行ない，営業利益と保有損益とをはっきりと区別して測定する事に依り利益を業績評価の為の尺度として使用する。

取得原価主義会計と比べ純利益の計算に関しては保有損益の認識時点が異なるだけであるが貸借対照表の本質に関しては著しく相違し，B/Sにおける資本計算機能ないし財政状態表示機能を重視する。

取替原価と修正原価ないし取得原価との差額は保有活動に依る利益とみなす。なを米国における取替原価会計は物価水準修正会計と併用されることが多く，その場合には当該資産にかかわる損益の総額に関する限り修正原価会計と一致する。

(15)　(AAA A Statement of Basic Accounting Theory, 1966)

(16)　取得原価を一般物価指数に依って修正し，補足的な財務諸表の形で貨幣価値変動の影響を明らかにするように提唱した。

(17)　取得原価に依る金額と一般物価指数に依って修正された金額とをB/S及びI/Sに併記するように提案している。

(18)　1972年夏 AICPA から分離独立して財務会計財団が設立され，その内部機構として財務会計基準審議会が設置され1973年から本格的な活動を開始した。

5章　結　　論

貨幣経済のもとで継続的に経営活動を行ない利潤を追求する現代の企業は，貨幣の投下にはじまり貨幣の回収で終る資本循環を繰り返す事に依って利潤を獲得するが，貨幣価値の一定を前提に取得原価主義に基づき損益計算中心の理論を展開する伝統的な会計においては，資本循環の過程における価値の流れを費用及び収益の流れとして把握し，計算の確実性及び正確性の観点から当期の実現収益とこれに対応する発生費用の差引計算に依り純利益の算定を行なう。

確実且つ正確な期間損益の算定をもって基本的任務とする企業会計においては，減価償却を実施する主要な目的は取得原価を基礎にして費用配分を適正に行なう事であり，第二の目的は投下資本を維持する事である。

全部原価計算の実施を前提とする期間損益計算においては，減価償却資産は工

場用と本支店用に分類され，前者は資本循環の生産過程において生じた減価部分が発生主義に依り減価償却費として処理された後，製品に配賦されて製品原価の一部となり，最終的に費用化されるのは資本循環の販売過程において製品が売却された時点であるが，後者は資本循環の過程で収益獲得の為に費消された減価部分が発生主義に依り減価償却費として処理され，それが直ちに一般管理販売費の一部となって当期の費用に計上される。

利益の測定が潜在的な配当支払能力や成長力を予測する為の基礎を提供するものであるとすれば，減価償却費の見積りは利益の測定において欠く事のできない要素であり，貨幣価値が不変か，変動してもそれが循環的且つ小幅である限り，実際に支払われた金額で減価償却資産の価額を客観的に測定し，さらにその耐用年数を合理的に決定した上で，取得原価を基礎にして当該資産の減価償却を一定の償却方法にしたがって規則的に実施すれば，損益計算上それだけ恣意性の介入する余地が少なくなるのでのぞましい。ところが，インフレーションが進行し通貨の膨張に伴なう貨幣価値の恒常的な下落と個別商品価格の不均等騰貴が生ずる場合には，歴史的原価を基礎にして減価償却を実施したのでは適正な費用配分や投下資本の回収が不可能になる。

そこで物価水準や個別商品価格の変動を認識して期間損益計算の歪みを是正すると同時に企業資本の維持をはかる為に取得原価を基礎にして計算した減価償却費を修正する必要がある。インフレーションに依り貨幣価値が下落している場合には，減価償却資産の取得原価を一般物価指数に依って修正し，修正原価を基礎にして減価償却を実施すれば取得原価主義の計算構造を維持しつつしかも等価購買力単位にもとづいて測定された収益と費用の差引計算が可能になるから貨幣購買力の低下に伴なう期間損益計算の歪みが是正されると同時に実質貨幣資本の維持が可能になる。

一般物価水準が一定である場合でも，技術革新や需要の変化に依って減価償却資産の取替原価が変動する事がある。

そのような場合には，個別資産価格の変動を正しく認識し，適正な期間費用を

計算する為に取替原価基準が使用される。

取替原価を基準にして減価償却を実施すれば価格変動の影響を純利益の計算から除去することができる。

取得原価主義会計・物価水準修正会計・取替原価会計のいずれも一長一短がある上，企業の周囲には利害関係の錯綜したインタレスト・グループが存在し会計情報の利用も多様化しているので，各会計方式の特徴を生かすと同時に多用化する会計情報の利用に応ずるには，各会計方式を併用して経営者の統制可能な営業利益や貨幣価値の下落に依る影響・個別商品価格の変動に基づく影響を正確に把握して，財務諸表に明瞭に表示すべきである。